

中核機関の役割

中核機関は、文字どおり成年後見制度利用促進の中核となる機関で、生活福祉課と高齢介護課が協力して運営しています。中核機関の主な役割は、①広報、②相談、③利用促進、④後見人支援です。

①広報

制度の正しい理解が広まるよう、関係機関と連携して広報活動を行います。



②相談

成年後見制度を利用しようとする方や利用している方に対して、相談、情報提供などを行います。



③利用促進

利用者一人ひとりの特性や意思が尊重され、本人にとって望ましい後見人が選任されるよう、支援します。

④後見人支援

後見人からの日常的な相談に応じるなど、適切な後見活動を支援します。

権利擁護講演会を開催しています

成年後見制度を市民の皆さまに広く知っていただくために、平成28年度から毎年、地域の公民館で、権利擁護講演会を開催しています。講師として、司法書士や社会福祉協議会の担当者を招き、成年後見制度や遺言、福祉サービス利用援助事業について講演していただいています。



令和2年度開催実績

場 所	開催日	参加人数
蕪崎公民館	11月10日(火)	22人
三島公民館	11月11日(水)	30人
妻鳥公民館	11月17日(火)	23人

成年後見サポートセンターができました

市社会福祉協議会に、成年後見サポートセンターを令和2年4月1日に開設しました。中核機関と連携し、ご高齢の方や障がいのある方で、日常生活上の判断や財産管理などにお困りの方の、成年後見制度などの利用相談・援助や必要な支援を行います。



認知症や障がいは誰にでも起こりうるけれど、もしもの時に相談できたり、サポート体制があるのは安心だね。まずは、下記の相談窓口のいずれかへ気軽に相談してください！



成年後見制度に関する相談窓口

中核機関	生活福祉課	市役所2階	☎ 28-6023
	高齢介護課		☎ 28-6024
成年後見サポートセンター	社会福祉協議会	福祉会館1階	☎ 28-6101

あなたの権利を守る

ご存じですか？

成年後見制度

私たちの社会は契約を前提としており、商品やサービスの購入、預貯金、介護サービスの利用や施設への入所契約など、日々の生活のなかで契約をする場面があります。契約をするためには、その結果を予想する判断能力が必要となりますが、判断能力が十分ではない場合、自分にとって不利益な契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害にあったりすることもあります。判断能力が不十分な方々の権利や財産を、法律面や生活面から保護し支援するための仕組み、それが「成年後見制度」です。詳しくは、お気軽にお問い合わせください。



「成年後見制度」って何？

「成年後見制度」は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々の権利を守るための大切な制度なんだ。例えば、こんな時に成年後見制度を利用するよ。

例1

認知症の母親が、訪問販売で必要のない商品を次々と買ってしまう。



後見人が、お母さんに不利益な契約を取り消すことができます。



例2

親が亡くなり、知的障がいの姉がひとり暮らしになってしまった。今後、生活を続けていけるかどうか不安。



後見人が、預貯金の管理や福祉サービスの契約などを行い、お姉さんの地域での生活を支えることができます。



なるほど！成年後見制度を利用すれば、安心して生活できるようになるのね！

本人の意思を尊重し、「その人らしい生活」を守るため、必要な方に成年後見制度を利用してもらえようと、「**四国中央市成年後見制度利用促進基本計画**」が作られたんだ。



「四国中央市成年後見制度利用促進基本計画」とは

市では、成年後見制度の利用促進を図るため、令和2年2月に「四国中央市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」）を策定しました。本基本計画に基づき、成年後見制度についての施策を進めるための中核的な役割を担う「**中核機関**」を設置し、相談体制の整備、制度の広報、関係者のネットワーク（地域連携ネットワーク）の構築などの具体的な取り組みを開始しています。基本計画の詳細は二次元コードからご覧いただけます。中核機関の役割や制度利用を促進するための取り組み、制度に関する問い合わせ先などは左ページをご覧ください。

